

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成22年6月25日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 蔦屋書店新潟中央インター店

所在地 新潟市中央区湖南4-8外

設置者 株式会社オーシャンシステム

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社トップカルチャーほか1者（未定）

（変更後）株式会社トップカルチャー

新潟市西区小針4-9-1

代表取締役社長 清水 秀雄

株式会社ワッツ

大阪府大阪市中央区城見1丁目4番7号

代表取締役社長 平岡 史生

3 変更年月日

平成22年6月1日

4 変更の理由

大規模小売店舗において小売業を行う者が決定したため。

5 届出年月日

平成22年6月18日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成22年6月25日から平成22年10月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.nigata.lg.jp